様式	(48 の	3									
ا دار	H 1 7	中压 俵 色 田 业	にかけて加管の佐	たい甘淮になる兄山尹夭八尹叛							
\1,7	几人的	元达簱官驻科	H-のいる加昇の他	<ul><li>記基準に係る届出書添付書類</li></ul>							
1.	届出	に係る加算の図	区分(届出を行う加算	草に〇を付す)							
	( )	注2に規定す	する加算(ア 保育士1	1 名の場合)							
	( ) 注2に規定する加算(イ 保育士2名以上の場合)										
	( ) 注4に規定する加算(ア 重症児受入体制加算1)										
	( )	注4に規定す	する加算(イ 重症児受	受入体制加算2)							
	( )		する加算(養育支援体制								
	( )	注8に規定す	する加算(時間外受入体	本制強化加算)							
		_ > =									
2. 「注2」及び「注4」に規定する加算に係る事項											
区	分	病棟名	保育士名	常勤・非常勤プレイルーム							
				□ 常勤 □ 非常勤							
				□ 常勤 □ 非常勤							
				□ 常勤 □ 非常勤							
				□ 常勤 □ 非常勤							
				□常勤□非常勤□							
「記	載上の	注意]									

- 1 注2の「イ 保育士2名以上の場合」及び注4の「イ 重症児受入体制加算2」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤保育士を2名以上組み合わせることにより、常勤保育士と同じ時間帯にこれらの非常勤保育士が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。ただし、常勤換算し常勤保育士数に算入することができるのは、常勤配置のうち1名までに限る。
- 2 プレイルームの面積については、内法による測定での面積を記載すること。
- 3 当該加算の対象となるプレイルームのある病棟の平面図を添付すること。
- 4 プレイルーム内にある遊具及び玩具のリストを添付すること。

## 3. 「注4」重症児受入体制加算に係る事項

当該病棟における直近1年間の実績			
(算出に係る期間; 年 月 日~	年	月	日)
転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理			Ø
料等を算定した転院患者の人数			名
15 歳未満の超重症児又は準超重症児の入院患者数			名

## [記載上の注意]

1 診療実績等については、重症児受入体制加算の届出を行う場合にのみ記入すること。 なお、新生児特定集中治療室管理料等とは、A302 新生児特定集中治療室管理料又は A303 総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を指す。また、超重 症児又は準超重症児の患者数については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短 期入所サービス費を算定する短期入所の者を含み、入院期間が通算される入院患者を除 く。

		場合「✔」を記入すること。) ームの構成員					
聙	战種	氏名		勤務形態			
				□常勤	口常勤換算		
				口常勤	□常勤換算		
				□常勤	□常勤換算		
				口常勤	□常勤換算		
				口常勤	□常勤換算		
				口常勤	□常勤換算		
(2)	プロトコル(	の整備					
	作成           見直 l						
口作用				年	E 0		
ている 2 職種 3 養育 5. 「) (口には	場合には、この欄には、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうでは、こうで	i該加算における専任の医師当該医師等の「常勤換算」の 当該医師等の「常勤換算」の 医師、看護師又は社会福祉せるプロトコルを添付すること の外受入体制強化加算に る場合「✓」を記入するこ なる入院料	○□に「✔」を記入する と記入すること。 :。 係る事項		わせて配置し		
		院医療管理料 1	口 小児入院	完医療管	理料 2		
		以入院患者の受入実績			<i>h</i>		
年间()	)小児時间2	<b>外緊急入院患者数</b>			名		
(3)	夜間におけ	<sup>-</sup> る看護業務の負担軽減	に資する業務管理等	È			
ア 11日	ア 11 時間以上の勤務間隔の確保						
イ 正循	「環の交代周	期の確保(3交代又は変則3	3交代のみ)				
ウ 夜菫	かの連続回数	(が2連続(2回)まで					
工 暦日	日の休日の確						
才 早出	は・遅出等の						
カ 夜間	を含めた各						
	(ア)過去1:	年間のシステムの運用			( 🗆 )		
	(イ)部署間	における業務標準化			( 🗆 )		
キ 夜間	間院内保育所						
ク ICT、	、AI、IoT 等 <i>0</i>						

4. 「注7」養育支援体制加算に係る事項

## [記載上の注意]

- 1 (3)「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等」の項目のうち□に「✓」 を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
  - ・アからエについては、届出前1か月の当該病棟の勤務実績が分かる書類。
  - ・才については、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前 1 か月の早出・遅出等の勤務体制の活用 実績が分かる書類。
  - ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内 規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類。
  - ・キについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料。
  - ・クについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類。